

船舶事故調査報告書

平成24年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	不明（平成24年6月19日 03時00分ごろ～05時05分ごろの間）
発生場所	石川県志賀町海士埼西方沖 海士埼灯台から真方位271°25海里（M）付近 （概位 北緯37°09.4′ 東経136°09.2′）
事故調査の経過	平成24年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福恵丸、7.83トン IK2-3725（漁船登録番号）、個人所有 12.17m（Lr）×3.20m×0.89m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、昭和53年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月20日 免許証交付日 平成21年1月9日 （平成26年10月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損（沈没）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年6月18日17時ごろ海士埼西方沖の漁場においてパラシュート型アンカーを投入し、いか一本釣り漁の操業を開始した。 僚船A（本船の北北東方約3Mにおいて操業中）の船長は、翌19日00時ごろ船長と無線で交信し、船長から釣果が芳しくないので仮眠する旨を聞いた。 僚船Aの船長は、01時ごろ無線で船長に呼び掛けたが応答がなかったため、仮眠しているのだろうと思い、また、03時ごろにも再度無線で呼び掛けたが応答がなかったため、本船を見たところ、本船の集魚灯の光が赤く見えたので、出火しているのではないかと思い、本船の北西方約1.5Mにおいて操業していた僚船Bに確認してもらっ

	<p>たが、「火ではない」との返答であった。</p> <p>僚船Aの船長は、04時50分ごろ漁を終了したが、本船がまだ帰途についていないので不審に思い、本船に向かったところ、05時05分ごろ本船まで約1.5Mの距離に近づいた頃、煙に包まれた本船を認め、すぐに118番通報を行った。</p> <p>本船は、僚船Aが本事故現場に到着した時には、既に操舵室など大半が焼け落ちた状態であり、06時48分ごろ沈没した。</p> <p>僚船Aは、本事故現場付近において船長を捜索したものの、船長を発見することができなかったが、台風4号の接近に伴い天候が悪化し、二次災害を招く虞があるため、捜索中の僚船等に対して海上保安庁から帰港要請があり、11時ごろ捜索が一時中断された。</p> <p>船長は、21日11時ごろ捜索が再開され、11時20分ごろ石川県輪島市猿山岬北方沖8.8M付近（本事故発生場所の北東方33M付近）において、僚船Cにより漂流していた本船のクーラーボックス（以下「本件クーラーボックス」という。）の中から発見され、僚船Cに収容されて輪島市輪島港へ運ばれたが、死亡が確認され、死因は、低体温症と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風速 約5m/s、気温 約20℃、視界 不良</p> <p>海象：波高 約0.5～1.0m、水温 約21℃</p> <p>日出時刻：04時35分ごろ</p> <p>本事故発生時、台風4号の接近に伴い、能登沖に海上暴風警報及び海上濃霧警報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、長年、漁業に従事しており、輪島港から本事故発生場所までは約3時間掛けて航行し、ふだんは04時ごろ操業を終え、帰港していた。</p> <p>船長は、発見された時、トランク、トレーニングズボン及び半袖Tシャツを身に着け、固形式救命胴衣を着用していたが、長靴等は履いておらず、首に携帯電話のストラップが掛かっていた。また、衣類及び本件クーラーボックスに燃えた形跡はなかったが、船長の顔面及び左右上肢に軽度の熱傷があり、本件クーラーボックスの底部に少量の海水が滞留していた。</p> <p>本件クーラーボックスは、長さ約1,050mm、幅約600mm及び高さ約520mmであり、本体及び蓋共に外装ポリエチレンに発泡ウレタンを注入した断熱二重構造であった。</p> <p>I M O（国際海事機関）及びI C A O（国際民間航空機関）が共同で作成した「国際航空海上捜索救助マニュアル（IAMSAR Manual）第三巻 移動施設」には、特殊防護衣を着用しない場合、各水温で生存可能な時間に関する指針について、次のとおり記載されている。</p>

	海水温度 (°C)	生存可能時間
	15～20	12時間未満
	20以上	不定 (疲労の程度による)

分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 本船は、海士埼西方沖において漂流中、6月19日03時00分ごろ僚船Aの船長が、僚船Bに本船が出火していないことを確認してもらったのち、05時05分ごろ煙に包まれた本船を発見したことから、この間において、火災が発生したものと考えられるが、本船が沈没し、また、船長が死亡していることから、火災に至った状況を明らかにすることはできなかった。 船長の死因は、低体温症であった。 船長は、顔面及び左右上肢に軽度の熱傷があったことから、火災が発生したのちに本件クーラーボックスに入り、海上に避難した可能性があると考えられるが、避難に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、海士埼西方沖において漂流中、火災になったことにより発生したものと考えられる。